

土砂の埋立行為に係る申請及び届出について

厚木土木事務所東部センター許認可指導課
(所管地域：座間市、海老名市、綾瀬市、大和市)

【手続きの概要】

◎神奈川県土砂の適正処理に関する条例では、2,000平方メートル以上の土地における土砂の埋立、盛土その他の土砂堆積を行う場合は、原則として知事の許可を受けなければなりません。

※許可が不要な場合の例(※県条例で許可が不要でも、市条例で許可が必要となる場合があります。)

- ・土砂の埋立等を行う土地の面積が2,000平方メートルに満たない場合
- ・土砂埋立行為を行う前の地盤面の最も低い地点と最も高い地点の垂直距離が1m未満の場合 等

※許可は不要だが、届出が必要な場合の例

- ・宅地造成工事等規制法第8条第1項の規定に基づく許可を受けた場合
- ・都市計画法第29条第1項又は第2項の規定の基づく許可を受けた場合 等

◎許可の要否が不明なケースにつきましては、必ず当所あて事前確認をお願いします。

【手続きに当たって】

◎許可が必要なケースにおいては、必ず申請前にご来所のうえ図面とともに行為内容をご説明いただき、申請に当たって必要な指示を受けてください。

※当所からは事務担当、技術担当の2名が対応します。

※あらかじめ当所にご連絡いただき、日程調整のうえご来所いただきますようお願いいたします。事前の日程調整なしでご来所いただいた場合、担当者の現地臨場や他のお客様対応などのため、対応できかねる可能性があります。

【許可が必要な場合の申請書一覧】

◎別紙一覧表のとおりです。

※許可後も着手前検査や盛土前検査、定期報告などを行っていただきますので、あらかじめご承知おきください。

※申請に当たっては、関係法令の遵守・手続の履行を適正に行ってください。

【許可後、変更する事項が生じた場合】

◎軽微と思われる変更であっても、必ず当所に事前連絡をお願いいたします。

◎変更内容によっては、変更申請に先立ち改めて行為内容をご説明いただく可能性があります。

◎その他ご不明な点はお問合せください

【厚木土木事務所東部センター許認可指導課 0467-79-2865】